

○久留米市競争入札参加資格について

平成24年3月30日
告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により告示する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めるものとする。

（地方自治法施行令第167条の4及び第167条の11関係）

第2条 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

2 政令第167条の4第2項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると認められる者（同項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、久留米市から競争入札に参加させない措置を受けた者であって、その措置期間を経過したものを除く。）は、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11関係）

第3条 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (2) 本店又は支店（工事の請負契約に係る競争入札に参加しようとする者については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条に規定する事務所を含む。）において久留米市の競争入札に参加しようとする者の次に掲げる所在地の区分に応じ、それぞれに定める地方税等を完納していること。ただし、その所在地が福岡県外である者を除く。
 - ア 久留米市 県税並びに市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - イ 福岡県内の久留米市以外の市町村 県税
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。）。
- (5) 営業を行うことについて、法令の規定により官公庁等の許可、認可等を必要とする場合は、当該許可、認可等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (7) 工事の請負契約に係る入札については、建設業法第27条の23及び第27条の24の規定による経営に関する事項の審査を受けていること。
- (8) 工事の請負契約に係る入札については、次に掲げる届出を行っている者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (9) 物品の買入れ、製造の請負及び売払い契約に係る入札については、営業を開始してから2年以上経過していること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、工事の請負契約に係る競争入札に参加する者の資格は、別表第1の工事種別の欄に掲げる工事の種別ごとに、同表発注工事金額の欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表等級の欄に掲げる等級の区分に格付けされている者であることとする。ただし、当該等級の者のみでは適正な競争が行われぬおそれがあるとき又は市長がこれによりがたいと認めるときは、市長が別に定めるところによる。
- 3 前項の等級は、別表第2の工事種別の欄に掲げる工事の種別ごとに、同表等級区分評点の欄に掲げる点数の区分に応じ、それぞれ同表等級の欄に掲げる等級の区分により格付けする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
（久留米市競争入札参加者資格の廃止）
- 2 久留米市競争入札参加者資格（平成7年3月31日久留米市告示第63号）は廃止する。
（経過措置）
- 3 この告示による廃止前の久留米市競争入札参加者資格に基づき、競争入札に参加できないとされた者に係る競争入札の参加資格は、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年告示第163号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第23号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の第3条第1項第6号の規定は、施行の日以後に提出される久留米市競争入札参加者資格審査等要領（平成4年5月1日庁達第8号）第2条第1項に規定する久留米市建設工事競争入札参加資格審査申請書または同要領第2条の2に規定する久留米市建設工事競争入札参加資格更新申請書を提出する者に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
（物品の買入れ、製造の請負及び売払い契約に関する競争入札参加資格についての廃止）
- 2 物品の買入れ、製造の請負及び売払い契約に関する競争入札参加資格について（平成24年久留米市告示第268号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

工事種別	等級	発注工事金額
土木一式工事及び建築一式工事	A	1億5千万円以上
	B	7千万円以上3億円未満
	C	1千万円以上7千万円未満
	D	3千万円未満
	E	1千万円未満
電気工事及び管工事	A	5千万円以上
	B	1千万円以上1億円未満
	C	2千万円未満
舗装工事及び造園工事	A	全額
	B	2千万円未満
塗装工事	A	全額
	B	1千5百万円未満
水道施設工事	A	2千万円以上
	B	2千万円未満

別表第2 (第3条関係)

工事種別	等級	等級区分評点
土木一式工事	A	1220点以上
	B	900点以上1219点以下
	C	790点以上899点以下
	D	670点以上789点以下
	E	669点以下
建築一式工事	A	1220点以上
	B	840点以上1219点以下
	C	740点以上839点以下
	D	630点以上739点以下
	E	629点以下
電気工事及び管工事	A	1230点以上

	B	730点以上1229点以下
	C	729点以下
舗装工事	A	720点以上
	B	719点以下
造園工事	A	730点以上
	B	729点以下
塗装工事	A	670点以上
	B	669点以下
水道施設工事	A	700点以上
	B	699点以下

(備考)

- 1 等級区分評点とは、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の結果の総合評定値の点数に、次の各号に定める発注者別評価点を加算した点数とする。
 - (1) ISO9000S又はISO14000S若しくはエコアクション21を認証取得している者 5点(ISO14000Sとエコアクション21の重複加点は行わない。)
 - (2) 久留米市と災害時の応急措置に関する基本的な事項について協定を締結した団体を構成する者 10点
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用が義務付けられている者であって、法定雇用率を満たしているもの又は同法に基づく障害者の雇用が義務付けられていない者であって、障害者を常時1名以上雇用しているもの 5点
 - (4) 福岡県の「子育て応援宣言」登録制度により「登録証」の交付を受けている者 5点
 - (5) 建設機械の自社保有額(貸借対照表に記載の「機械・運搬具」の減価償却後の金額)が200万円以上の者 200万円につき1点(最大5点)
 - (6) 久留米市内の消防団の団員を常時1名以上雇用している者又は久留米市の「久留米市消防団協力事業所」表示制度による認定を受けた者 5点(重複加点は行わない。)
 - (7) 久留米市及び久留米市企業局が発注した工事を前年までの過去5年間に完成させた者 前年までの過去5年間に完成させた工事で、久留米市建設工事等成績評定要領(平成4年久留米市庁達第7号)に基づく評定を受けたもの(試行的に評定されたものを除く。)の全ての評定点の平均から65を減じた点数に2を乗じて得た点数(当該点数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)
- 2 前項の発注者別評価点を加算する者は、久留米市の区域内に主たる営業所(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に規定する主たる営業所をいう。)を有する者で、当該主たる営業所において工事の請負契約に係る競争入札に参加しようとするものに限る。
- 3 土木一式工事及び建築一式工事において、A又はBの等級区分評点を満たす者を当該等級に格付けるためには、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。この場合において、第1号又は第2号に該当しない者は、C等級に格付けるものとする。
 - (1) 特定建設業の許可を有すること。
 - (2) 監理技術者を1名以上雇用していること。